

《内閣府 男女共同参画局から》

●「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」を開催します！（2月15日（金）東京都中央区）

●平成31年度女性のチャレンジ賞の候補者を募集しています！（2月27日まで）

●2019年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズを募集しています！（2月28日まで）

《お知らせ》

●第5回WAW!/W20の一般傍聴者を募集しています【外務省】

●「平成30年度女性の学び支援のための研究協議会」開催【文部科学省】

●「企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー」の参加者募集中！～岐阜で開催～【厚生労働省】

●育児プランナー・介護プランナーが、事業主を無料でお手伝い！【厚生労働省】

●東京・新橋で関西企業の新しい働き方と女性活躍、ベンチャー企業の魅力を発信！（2/26）【経済産業省】

●居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】

-----  
《内閣府 男女共同参画局から》

● 「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」を開催します！（2月15日（木）  
東京都中央区）

内閣府男女共同参画局では、男女共同参画推進連携会議、同会議構成団体とともに、男女共同参画に関する理解を深めるために、各地において多様なテーマでシンポジウム等を開催します。今回は、2月15日（金）に東京都中央区で行われるイベントのご紹介です。ぜひご参加ください！

「企業×女性起業家のマッチングイベント ビジネスにも運命の赤い糸ってあるんです」  
（J300実行委員会、一般社団法人東京ニュービジネス協議会等との共催）

女性のエンパワーメント原則（WEPs）を軸に、“女性起業家×取引機会を模索する大手・中堅企業の出会い”を創出することを目的としたイベントを開催します。先進的な取引事例の紹介に加え、女性起業家と企業の出会いの場を提供します。

日時：平成31年2月15日（金）

【第一部】 10:30～12:30（どなたでも御参加いただけます）

【第二部】 13:45～16:15（企業、女性起業家が対象です）

場所：イトーキ東京イノベーションセンター「SYNQA（シンカ）」

（東京都中央区京橋3-7-1相互館110タワー1F）

内容：企業と女性起業家のマッチング事例の紹介や、全国で活躍する女性起業家によるトークセッション、女性起業家による企業へプレゼンテーションほか。

※詳細は以下をご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/public/event/2018/renkeievent.html>

●平成31年度女性のチャレンジ賞の候補者を募集しています！（2月27日まで）

内閣府では、「女性のチャレンジ賞」として、毎年、男女共同参画担当大臣による表彰を行っています。表彰の対象は、起業、NPO法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する個人、団体・グループです。

平成31年度も、一般の方からの他薦を募集しています。

あなたの知っている、チャレンジして輝いている女性、団体・グループを是非ご紹介ください。

## 1.表彰の種類

(1) 女性のチャレンジ賞（4件程度）

(2) 女性のチャレンジ支援賞（2件程度）

・女性のチャレンジを積極的に支援している個人、団体・グループ

(3) 女性のチャレンジ賞特別部門賞（2件程度）

・平成31年度の特別部門のテーマは、「多様な選択を可能にする学びの充実」です。

## 2.応募期間 平成31年2月27日（水）まで（必着）

※詳細は以下をご覧ください。

[http://www.gender.go.jp/public/commendation/women\\_challenge/boshu.html](http://www.gender.go.jp/public/commendation/women_challenge/boshu.html)

●2019年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズを募集しています！（2月28日まで）

男性も女性も、ひとりひとりが夢や希望を実現し、あらゆる分野で活躍できる社会をつくるためには、小学校、中学校、高校、専門学校、高等教育（大学、大学院等）などの各段階での学びや進路選択、キャリア教育、社会人の学び直しなど、ライフステージに応じた多様な「学び」の機会の充実が必要です。

性別にかかわらず「学び」を通じて、ひとりひとりの意欲と希望に応じた、多様なライフキャリアの選

択と実現を応援するキャッチフレーズを募集します。

このキャッチフレーズは、「男女共同参画週間」のポスターをはじめ、様々な場面で広報・啓発活動に使用させていただきます。

・募集テーマ：「学び」を通じて、男性も女性も、ひとりひとりが、多様なライフキャリアの形成と選択ができる社会の実現に向けたキャッチフレーズ

・応募資格：どなたでも応募できます。なお、応募作品は未発表の自作のものに限ります。

・応募期間：平成31年2月28日（水）まで

・応募方法：キャッチフレーズ募集ページに記載の「応募フォーム」に、キャッチフレーズ（1通につき1作品）・住所・氏名・年齢・性別・電話番号等を記入の上、応募ください。

・発表：4月中（予定）に入賞者に通知します。

・表彰等：応募いただいた作品は、内閣府及び外部審査員により審査の上、最優秀賞及び優秀賞を決定します。

<外部審査員> 萩原なつ子氏（立教大学教授）、筒井淳也氏（立命館大学教授）、堀江敦子氏（「株式会社スリール」代表取締役社長）、谷山雅計氏（「有限会社谷山広告」社長／コピーライター）

・その他：応募作品は返却いたしません。また、入賞作品の著作権は内閣府に帰属します。

※詳細は、以下をご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/public/week/week.html>

《お知らせ》

●第5回WAW!/W20の一般傍聴者を募集しています【外務省】

第5回国際女性会議WAW!（World Assembly for Women）が2019年3月23日（土）から24日（日）にホ

テルニューオータニ（東京）で開催されます。

WAW!は、国際社会において今後ますます女性の活躍が期待される中、安倍政権の最重要課題の一つでもある「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として2014年より開催され、日本及び世界における女性のエンパワーメントのための取組について議論が行われます。前回のWAW!2017では、国内外からイバンカ・トランプ米国大統領補佐官を含む66人のトップ・リーダーが集まり、延べ約2,400人が参加しました。

今回の第5回WAW!は、G20のエンゲージメント・グループの一つであり、女性の経済的活躍を目的としてG20に提言を行う民間主導のグループW20（Women20）と同時開催され、国内外における女性活躍推進の機運がさらに高まることが期待されます。当日は、技術革新、教育と人材育成、地方活性化、メディア、平和・安全保障、女性と起業、企業におけるダイバーシティ、無償労働の再分配、ジェンダー投資、ヘルスケア等といった幅広い切り口から議論する予定です。

現在、下記の外務省ウェブサイトから一般傍聴の応募及びプログラムの閲覧ができますので、多くの方のご参加を心よりお待ちしております。

#### 第5回国際女性会議WAW!/W20

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr\\_ha/page22\\_003059.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_003059.html)

#### 5th WAW!/W20（English）

[https://www.mofa.go.jp/fp/hr\\_ha/page22e\\_000859.html](https://www.mofa.go.jp/fp/hr_ha/page22e_000859.html)

#### ●「平成30年度女性の学び支援のための研究協議会」開催【文部科学省】

文部科学省では、「女性の『学ぶ・働く・生きる』応援フェスタ」と題して、地域において大学、男女共同参画センター等が連携して女性の再就職支援を行っている事例について研究し、研究成果の報告及びモデルとなる仕組みの普及啓発のための研究協議会を開催します。

基調講演では、ジャーナリストであり昭和女子大学現代ビジネス研究所研究員の治部れんげさんに、

「女性のキャリア形成のための『学び直し』と地域連携」について御講演いただきます。

多くの皆様の御来場をお待ちしております。

開催日：平成31年2月24日（日）13：00～16：00

会場：東京ウィメンズプラザ（東京都渋谷区神宮前5-53-67）

参加費：無料（定員：100名、申込先着順）※申込締切日：2月20日（水）

詳細及び当日のプログラムについては、こちらを御覧ください。

→ <https://women-manabi.com/>

お問合せ先 文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画推進係 新井

TEL：03-5253-4111（内線2654）

●「企業におけるイクメン・イクボス養成セミナー」の参加者募集中！～岐阜で開催～【厚生労働省】

厚生労働省では、男性の育児休業や育児目的休暇の取得促進のため、人事労務管理や働き方の見直しのポイントを解説するセミナーの参加者を募集しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、人事労務担当者が社内研修に使用できる資料を使い、育休取得のポイントや企業の取組事例を解説します。また、中小企業に勤める男性を主人公としたドラマを視聴し、ポイントの理解を促します。

今年度最後のセミナーです。皆さまのご参加をお待ちしています。

#### 【開催日程】

岐阜

・日時：2月18日（月）13：00～15：30

・会場：岐阜都ホテル ボールルーム

・定員：200人

※岐阜県と共催

前半：「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定式」

渥美由喜氏（内閣府地域働き方改革支援チーム委員）による講評

後半：「男性の育児休業取得促進セミナー」

【参加申込みなど詳細はこちら】

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/event/#seminar>

●育児プランナー・介護プランナーが、事業主を無料でお手伝い！【厚生労働省】

～従業員の仕事と育児・仕事と介護の両立を支援し、人材定着につなげましょう～

厚生労働省では、従業員の育児休業取得、介護離職についてお悩みの事業主や人事労務担当者に対し、社会保険労務士などの資格を持つ育児プランナーや介護プランナーを無料で派遣しています。各企業の実情に沿ったアドバイスをもとに、育児・介護休業などの取得から職場復帰、休業前や復帰後の働き方に関する職場環境整備を進め、人材定着に繋げましょう！

また、全国各地の自治体や団体と連携して、「共催セミナー～人材不足の解消に繋がる仕事と育児／介護の両立支援セミナー～」を開催しています。セミナー後には、無料の相談会も開催しますので、こちらもぜひご活用ください。【事前申込制・参加無料】

【プランナーやセミナーの申込みはこちらから】⇒ <http://ikuji-kaigo.com/>

□支援の流れを動画でご覧になれます。

育児プランナーによる支援はこちら⇒ <http://ikuji-kaigo.com/lp/ikuji>

介護プランナーによる支援はこちら⇒ <http://ikuji-kaigo.com/lp/kaigo>

●東京・新橋で関西企業の新しい働き方と女性活躍、ベンチャー企業の魅力を発信！（2/26）【経済産業省】

2025年国際博覧会大阪・関西開催が決定し、今、熱く、益々元気な関西。近畿経済産業局では、関西の

キーパーソンが東京に集結し、首都圏の大学生、ビジネスパーソンの皆さまに関西の魅力をお伝えするワークショップイベント開催いたします。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

件名：「関西企業フロントライン」ワークショップin東京 ～今、関西が熱い！益々元気！関西のキーパーソンが東京に集結し、関西の魅力を発信！～

開催日：平成31年2月26日（火）

時間：14:00～16:00終了後、16:00～17:00交流会（グループセッション）あり

場所：ラーニングスクエア新橋（港区新橋4-21-3新橋東急ビル）

◎こんな人にオススメ！

- ・ 関西への就職をお考えの大学生
- ・ 関西への転職をお考えのビジネスパーソン
- ・ 関西で起業をお考えの方
- ・ 関西で拠点拡大をお考えの企業経営者等

参加費：無料（交流会300円）

詳細・申込：<http://www.kansai.meti.go.jp/1-9chushoresearch/wstokyo.html>

主催・問合せ先：近畿経済産業局 中小企業政策調査課 TEL06-6966-6057

参加申込ページ（近畿経済産業局）

<http://www.kansai.meti.go.jp/1-9chushoresearch/wstokyo.html>

プレスリリースページ（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/press/2018/01/20190115002/20190115002.html>

＜チラシ＞

<http://www.kansai.meti.go.jp/1-9chushoresearch/frontline/ws/9.pdf>

●居所にお住まいのDV被害者等で、「マイナンバー」を受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください【総務省】

平成27年10月5日以降「マイナンバー」を記載した「通知カード」を住民票の住所地に簡易書留で送付

することとなっているため、DV等被害者、東日本大震災の被災者、長期入院・入所者で、やむを得ない理由により住所地で通知カードを受け取れない方は、事前に居所を登録する手続きを行っていただくことで、居所に「通知カード」を送付することができるようにしてまいりました。

しかしながら、この居所登録手続きを行っていない場合や、登録後に居所が変更となった場合などにより、通知カードを受け取っていない方は、住民票のある市区町村にお問合せください。

また、通知カードがDV等加害者のいる住民票の住所地に届いてしまった方も、マイナンバーの変更手続きが可能であるため、住民票のある市区町村にお問合せください。

※詳細は以下をご覧ください。

[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/08.html](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/08.html)

=====  
●内閣府 男女共同参画局のホームページは、男女共同参画に関する総合的な情報提供サイトです。男女共同参画社会を実現するための法律、基本計画、関係予算等のほか、男女共同参画に関する政策・活動等の情報を掲載しています。

<http://www.gender.go.jp>

●男女共同参画局メールマガジンについて

男女共同参画局メールマガジンは、隔週金曜日に配信しています。

次号は、平成31年2月22日（金）に配信する予定です。

=====  
●このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/index.html>

バックナンバーはこちらから

<http://www.gender.go.jp/magazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0001.html>